日銀業第３９２号
２０２６年１１月６日

国債資金同時受渡関係事務についての
　日銀ネット利用先
　日銀ネット利用金融機関等
資金受入・払込先　　御中

日　本　銀　行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債資金同時受渡関係事務）」の一部改正に関する件

個人向け国債の販売対象が拡大されることとなったことに伴い、標記規程の一部を別紙．のとおり改正し、本年１２月７日から実施することとしましたので、通知します。

以　上

別紙.

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債資金同時受渡関係事務）」中一部改正

○　第１編Ⅳ．２．（１）ハ．を横線のとおり改める。

ハ．出力帳票

（7511-00200）

略（不変）
（注１） ∫ （注４）　略（不変）
（注５）「国債資金同時受渡依頼」において取引ＩＤを入力した場合には当該取引ＩＤが表示され、入力しなかった場合には受付番号と同じ番号（個人向け国債の中途換金にかかる売渡の場合には「~~個人向け~~国債売渡申込（中途換金）」の送信時に付番された受付番号と同じ番号。以下同じです。）が表示されます。
以下略（不変）

~~個人向け~~国債売渡申込（中途換金）
利用細則（国債振替決済関係事務）
第１編Ⅳ．参照